

装官総第4761号
令和3年3月31日
一部改正 装官総第11794号
令和5年6月30日

長官官房各装備官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

長官官房総務官
(公印省略)

防衛装備庁の情報保証に関する訓令の運用について等の運用に係る細部事項について（通知）

標記について、別紙のとおり定められたので通知する。

添付書類：別紙

防衛装備庁の情報保証に関する訓令の運用について等の
運用に係る細部事項について

第1 目的

この要領は、押印・書面提出等について全面的な見直しのための検討を行い、制度・慣行の見直しやオンライン化を進めるとともに行政機関の内部手続について同様の見直しを進める方針に則り、防衛装備庁の情報保証に関する訓令の運用について（装官総第165号。27.10.1。以下「庁運用通達」という。）、防衛装備庁のファイル暗号化ソフトの運用及び維持管理要領について（装官総第130号。27.10.1。以下「庁ファイル暗号化ソフト要領」という。）における細部事項を定めることを目的とする。

第2 手続の真正性の確保

庁運用通達及び庁ファイル暗号化ソフト要領の次の様式を使用した手続について、電子決裁又は電子メールにより真正性を確保するものとする。

なお、電子メールは各手続における管理簿等の文書と併せて文書管理を行い、その保存期間に合わせて保存するものとする。

2 庁運用通達

(1) 部外者使用申請書（本文第3 第6項（2）及び（3）【別記様式第3】）

情報システム情報保証責任者に電子決裁又は電子メールにより申請し許可を得るものとする。

(2) 誓約書（本文第9第2項（1）及び（4）【別記様式第4】）

職員本人より提出させるものとする。

(3) 情報システム持ち出し管理簿（別紙第1「適用システムの運用要領」第15項（1）及び（2）【付紙様式第2】）

同一敷地内に持ち出す場合にあっては、電子メールにより申請し、情報システム情報保証責任者補助者から確認の回答を得るものとする。

また、同一敷地外へ持ち出す場合にあっては、電子メールにより申請し、情報システム情報保証責任者の許可を得た後、情報システム情報保証責任者補助者から確認の回答を得るものとする。

(4) 目的特化型機器の運用の通知（別紙第2「目的特化型機器の管理及び使用要領」第3項（2）及び（3）並びに第7項（1）【付紙様式第1、付紙様式第7】）

部隊等情報保証責任者の電子決裁後、決裁者をCCに含めた電子メールにより申請文書又は通知文書を情報システム管理室へ送付するものとする。

- (5) 可搬記憶媒体持ち出し等管理簿（別紙第3「可搬記憶媒体の管理及び使用要領」第6（4）及び第7（1）【付紙様式第2】）

取り出しにあつては、電子メールにより申請し、保管庫等の管理者に確認の回答を得るものとする。

また、持ち出し、貸出し又は移管にあつては、電子メールにより申請し部隊等情報保証責任者の許可を得た後、保管庫等の管理者から確認の回答を得るものとする。

- (6) 可搬記憶媒体送付・受領書（別紙第3「可搬記憶媒体の管理及び使用要領」第7（7）【付紙様式第3】）

送付・受領書の取り交わしにあつては、電子メールにより相手先と取り交わしを行うものとする。

- (7) 可搬記憶媒体廃棄・登録抹消申請書（別紙第3「可搬記憶媒体の管理及び使用要領」第8項（1）【付紙様式第4】）

廃棄及び登録抹消にあつては、電子決裁により申請し、部隊等情報保証責任者の許可を得るものとする。

- (8) サイバー攻撃等報告書（別紙第4「サイバー攻撃等への対処要領」第3項（2）【付紙様式第2】）

情報システム情報保証責任者の電子決裁後、決裁者をCCに含めた電子メールにより情報システム管理室に報告文書を送付するものとする。

3 庁ファイル暗号化ソフト要領

- (1) ファイル暗号化ソフトインストーラ媒体配布要請書（別紙「防衛装備庁のファイル暗号化ソフトの運用及び維持管理要領について」第4項（2）エ（イ）b及びク【別記様式第1】）

情報システム情報保証責任者の電子決裁後、決裁者をCCに含めた電子メールにより申請文書を情報システム管理室に送付するものとする。

- (2) 秘匿解除データの保存申請・許可書（別紙「防衛装備庁のファイル暗号化ソフトの運用及び維持管理要領について」第4項（5）【別記様式第2】）

暗号化の解除にあつては、電子決裁又は電子メールにより申請し、解除責任者の許可を得るものとする。

- (3) 封印等解除申請・許可書（別紙「防衛装備庁のファイル暗号化ソフトの運用及び維持管理要領について」第4項（6）【別記様式第3】）

封印等解除にあつては、電子決裁又は電子メールにより申請し、解除責任者の許可を得るものとする。